政令第九十四号

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項の表原子力規制部の項中「七人」を「八人」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

環境大臣　伊藤**信**太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

防衛省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十五号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項、第八条及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項第二号中「のうち隊員の能率に関するもの」を削る。

第百七十九条の見出し中「プロジェクト管理総括官」を「参事官、プロジェクト管理総括官」に改め、同条第一項中「プロジェクト管理部」を「長官官房に参事官一人を、プロジェクト管理部」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　参事官は、命を受けて、防衛装備庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

第百八十条中「五人」を「四人」に改める。

第百九十一条中「四人」を「五人」に改める。

第二百条中「並びに」を「及び」に改め、「及び企業調査官一人」を削る。

第二百一条第二号中「及び企業調査官」を削り、同条第四号中「並びに」を「及び」に改め、「及び企業調査官」を削り、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち装備品等及び役務の品質管理に係るものに関すること。

第二百二条第一号中「（企業調査官の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条に次の三号を加える。

四　装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関し必要な企業における生産活動の効率性の調査に関すること。

五　装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関し必要な企業における経理の適正性の調査に関すること。

六　装備品等及び役務の調達に関する原価監査に関する共通的な事項の調査に関すること。

第二百三条を次のように改める。

第二百三条　削除

第二百五条第二号中「器材（」の下に「試作品を除く。」を、「関する役務」の下に「、装備品等の試作品」を加え、同条第三号から第五号まで及び第七号から第九号までの規定中「関する役務」の下に「、装備品等の試作品」を加え、同条第十一号中「需品等」を「装備品等」に改める。

第二百六条第一号中「器材（」の下に「試作品を除く。」を加え、同条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第二百七条第一号中「器材（」の下に「試作品を除く。」を加え、同条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第二百八条第一号中「器材（」の下に「試作品を除く。」を加え、同条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第二百十条第一号中「器材（」の下に「試作品を除く。」を加え、同条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

２　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の六第二号を次のように改める。

二　防衛省本省の参事官

第五十一条の六中第二十五号を削り、第二十四号を第二十五号とし、第九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　防衛装備庁の参事官

独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

防衛大臣　木原　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十六号

独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第四項及び第十七条の二第二項並びに大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正）

第一条　独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表大学院の項中「又は八八、〇〇〇円」を「、八八、〇〇〇円、授業料月額相当額、授業料月額相当額に二〇、〇〇〇円を加えた額又は授業料月額相当額に四〇、〇〇〇円を加えた額」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

内閣総理大臣　岸田　文雄